

議会改革推進会議会議録

令和4年4月20日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和4年4月20日(水) 午前10時40分～午前11時02分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員
- | | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 会 長 | 中 崎 孝 彦 | | |
| 副 会 長 | 今 岡 翔 平 | | |
| | 草 川 卓 也 | 中 島 雅 代 | 森 英 之 |
| | 新 秀 隆 | 尾 崎 邦 洋 | 豊 田 恵 理 |
| | 福 沢 美由紀 | 森 美和子 | 鈴 木 達 夫 |
| | 岡 本 公 秀 | 伊 藤 彦太郎 | 前 田 耕 一 |
| | 前 田 稔 | 服 部 孝 規 | 小 坂 直 親 |
| | 櫻 井 清 蔵 | | |
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局
- | | | | |
|--------|---------|--------|----------|
| 議会事務局長 | 渡 邊 靖 文 | 議事調査課長 | 大 泉 明 彦 |
| 書記 | 新 山 さおり | 書記 | 大 川 真 梨子 |
- 6 案 件
1. 議員の政治倫理への対応について
 2. 公開内容の検討について
 3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時40分 開 会

○会長（中崎孝彦君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

では初めに、議員の政治倫理への対応についてでございます。

平成22年に議会基本条例を制定した際に、政治倫理に関することは要綱から条例に改められましたが、従来からあります亀山市議会議員政治倫理指針については規定の内容が現状に合っていない部分があることから、指針の改正を検討課題として検討部会においてご協議いただきました。そして、検討部会の協議では、政治倫理に関する規定の在り方や他市議会における政治倫理に関する規定等の制定状況などについて確認する中で、政治倫理指針については廃止し、現在の規定内容を条例や規則、申合せ等で整理することとしました。これにより、現行の政治倫理条例、政治倫理審査委員会規則について、政治倫理指針に係る内容のみならず、条例及び規則全体を改めて精査の上、政治倫理審査委員会への審査付託の規定なども含めて一部改正し、さらに審査委員会の運用や手続について整理するため、新たに政治倫理に関する要綱案を作成いたしました。これまでの協議経過等については各部員の方から各会派で説明があったかと思いますが、その内容について、改めて事務局から説明いたします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、まず資料1のほうをご覧ください。

亀山市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

新旧対照表方式によりお示しをしております。

改正する主な条項等についてのみ説明をさせていただきます。

まず、第3条について、政治倫理基準でございます。

こちらは改正前につきましては、地方自治法をはじめとした法に規定されていることを遵守する必要があるということから列記をしておりましたけれども、こちらについては、あえて条例にはもう明記しないということで削除をさせていただいております。

また、第1号から第5号の基準につきましては、趣旨等は変えておりませんが、表記の整理をさせていただいております。こちらのほうはまた資料のほうをご覧ください。

次に、第8号につきましては、会長からも説明がございましたように、政治倫理指針を廃止することになりますと、こちらのほうを削除になりますので、削除をいたしまして、新たに基準の中に「ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」という規定を追加いたします。

続きまして、第5条から第9条までになるんですけれども、こちらは審査の請求がなされたときの亀山市議会議員政治倫理審査委員会への審査の付託、あと審査結果の報告、または審査結果の通知及び公表などについて規定をさせていただいて、こちらのほうにつきましても手続の関係も含めて整理をさせていただきます。

続きまして、第10条になります。

こちらについては、違反に対する措置について規定してございます。こちらは、政治倫理基準に違反した場合の措置を「講ずることができる」という規定に今まではなっておりましたけれども、こちらを「講ずるものとする」ということで、そちらを明確にいたしました。

続きまして、第11条でございます。

こちらは、議長及び副議長について、審査の請求がなされた場合における議長の職務の代行につい

て、新たに規定をしてございます。

続きまして、第12条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は、「議長が委員会に諮って定める」のではなく、「議長が別に定める」として改正しております。

最後に、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

条例については以上でございます。

続きまして、資料2のほうをご覧いただきたいと思います。

資料2、こちらは亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部を改正する規則（案）でございます。

こちらにつきましても、政治倫理条例のほうを改正するに当たりまして改正部分がありますので、主な部分だけ説明をさせていただきたいと思います。主な部分としましては、委員会の組織及び運営に関して定めておりますので、条項の順番などの整理を主としております。

まず、第2条につきましては、組織等についてでございます。

こちらのほうにつきましては、項の追加をしております、委員長及び副委員長に事故あるときの委員長の職務の執行に関する規定を加えてございます。

続きまして、第3条、会議の運営に当たり必要な事項を整理し、こちらにつきましては、オンラインの会議も開催できるよう規定を加えております。

続きまして、第4条につきましては、委員会の審査について規定をしております、こちらにつきましては、委員会が必要と認める場合に講ずる措置の内容について規定しております。改正前につきましては、第3条のほうに規定をしておりましたが、こちらにつきましては、内容のほうも改めておりました、会派からの離脱という措置がございましたが、こちらは削除をし、議員の辞職勧告を措置の内容に加えております。

続きまして、7条、8条は省略で、9条になります。

こちらは、審査結果の報告になるんですけども、委員会から議長への審査結果の報告について、別表、第1号の様式を定めましたので、こちらにおいて審査の結果を議長に報告するものといたします。

続きまして、第10条でございます。

こちらは委員会の公開及び傍聴ということで、改正前にも規定しておりましたが、この規定の整理の中で順序をちょっと変えまして、一番最後の条に持ってきております。

最後に、附則につきましては、公布の日から施行するものといたします。

最後のページに、その先ほどの様式第1号が載っておりますのでご覧ください。

規則の案については以上でございます。

続きまして、資料3のほうをご覧ください。

こちらは、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱（案）でございます。

こちらは、条例、規則がある中で、審査に関する手続などについて整理をしたものです。様式など今までございませんでしたので、今回改めて整理をさせていただいております。

では、こちらは新規の制定になりますので、1条から順番にちょっと読み上げをさせていただきます。

まず、第1条、趣旨につきましては、この要綱は、亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議

員政治倫理審査委員会規則に定める審査に関し、必要な事項を定めるといたします。

第2条、審査請求でございます。

条例第4条の規定による審査の請求は、審査請求書を提出することにより行うものといたします。こちらは、様式第1号に規定してございます。

続きまして、第2項、議長は、前項の規定により審査の請求がなされ、亀山市議会議員政治倫理審査委員会へ付託したときは、速やかに審査請求書及び資料を送致する。

第3条、審査請求書等の不備の補正でございます。

議長は、前条により審査請求を受けた場合において、当該審査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、当該審査請求を行った者に、その補正を命ずるものとするいたします。

続きまして、第4条、審査請求の却下でございます。

議長は、審査請求を行った者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下するものとするいたします。

続きまして、第2項、議長は、前項の規定による通知は、審査請求却下通知書により行うものとする。こちらは、様式第2号のほうに定めております。

続きまして、第5条、審査結果の通知でございます。

議長は、条例第7条の規定により、委員会から報告を受けたときは、その結果について審査結果通知書により審査請求した議員及び審査の請求をされた議員に通知するものとするいたします。

続きまして、第6条、審査結果通知に係る意見でございます。

条例第8条の意見書は、審査結果通知に係る意見書とする。

第2項、条例第8条の議長が指定する期限は、審査結果通知を受けた日から14日以内とするいたします。

続きまして、第7条、審査結果の公表でございます。

議長は、条例第9条の規定による審査の公表は、亀山市議会ホームページと亀山市議会だよりに掲載するものとするいたします。

最後に、附則としまして、この要綱は、6月定例会で条例のほうがお認めいただく形になりましたら、それに合わせて施行する形で考えております。

また、別紙、様式第1号から第4号についてはご覧のとおりです。

こちらの政治倫理に関する規定についての説明は以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明のありました内容について、何か確認等ございましたらお願いを申し上げます。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 審査請求するのは議長権限があるんやけど、議長が対象者やったらどうするのや、これ。宛先がみんな議長になっておるわな。議長判断によって、受ける議案、議長がその対象者やったら、誰が受けんのや。受ける者おらへんがな。そこら辺はどうやって協議していくの。

○会長（中崎孝彦君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 条例のほうに規定がございますが、議長が対象となった場合、もしくは副議長が対象となった場合は、議長職務の代行ということで、第11条に規定をさせていただきます。議長が対象となった場合は、副議長。

二人が対象になった場合は、議会運営委員会が指名する議員ということになります。条例の第11条1項と第2項に規定がございます。

○議員（櫻井清蔵君） はい、分かりました。ありがとう。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） ちょっと検討部会に出ておった者として言うのはちょっとあれなんですけど、ちょっと1点どうやったかなというのがありまして、委員会規則のほうの資料2のほうなんですけれども、これは委員長に事故があるとき、あるいは副委員長が事故があるときという、これは年長の委員がという話が出ているんですけど、さっきの議長の話と同じなんですけど、これはこの招集に関してもその事故があるということのできるんですけど、年長の委員が。その辺のちょっと話がどうやったかというのが、ちょっと私、はっきり認識していなかったもんで。要は、招集の段階でももう例えば委員長とか副委員長が審査対象になっている場合とかというのはもう年長の委員が代行できるのか、それは事故とみなせるのか、その辺のちょっと話がどうやったかというのが、ちょっと私覚えていなかったもんで、ちょっとその辺の確認だけ。

○会長（中崎孝彦君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料2のほうの規則の一部を改正する規則の資料をご覧ください。

委員会の招集につきましては、第3条の会議のところ規定をしておいて、委員会の会議は委員長が招集し、主宰するという規定が今までございませんでしたので、こちらを整理させていただきました。事故あるときにつきましては、委員長が欠けたときは副委員長が、委員長・副委員長ともに事故あるとき、欠けたときは年長の委員がという規定で整理をさせていただいております。

○会長（中崎孝彦君） 伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） 要は、その年長の委員が代行して招集することができるということなんですかね。いや、要はその話をここで確認しておかんと、もしその規定がないやねえかというので、委員長・副委員長に問題があったときに、いやこんな招集せんという話に……。それで仮に招集したとしても、それで無効というふうになってしまう可能性もあるなと思ったもので。要は、年長のそういうふうな事故がある、この第2条の規定で委員長とか副委員長とかと違う者が招集できるんかという、そこだけなんですわ。それだけちょっとここで、この場で確認しておいたほうがええなと思いましたが、すみません。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） それでは、この案件につきましては、6月定例会において条例の改正（案）を議会運営委員会の委員会提出議案として提案させていただく予定でございますので、ご承知おきください。

次に、公開内容の検討についてでございます。

これまで政務活動費を使用して参加した研修及び視察の報告書につきましては、資料が多いこともあり、ホームページには掲載はせず、図書室での閲覧対応としておりました。今回、報告書等のホームページへの掲載について検討課題とし、検討部会においてご協議いただいた結果、資料を除き研修

及び視察の報告書についてはホームページに掲載することとなりましたので、その内容について、皆さんにご確認いただきたいと思います。

それでは、事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○**議会事務局員（大川真梨子君）** こちらの項目に関連する資料としては、資料5となります。

政務活動費に関しましては、平成22年12月から収支報告書、そちらから始まりまして、その後会計帳簿ですとか領収書についてもホームページ等で公開をするようになってきました。政務活動費を使用して参加していただきました研修ですとか視察に関しましては、図書室での閲覧対応ということになっておりまして、ホームページにこれまで掲載はさせていただいていなかったんですけども、1月13日の検討部会におきまして、そちらのほうも掲載させていただくという方向でご協議いただきました。

こちらのカルテの対応内容の右下のほうなんですけれども、その掲載させていただく内容につきまして、会派において複数名で参加していただいた場合の研修等の概要は代表者の方のみですが、所感に関しては参加者全員の方が作成していただくということになりました。

説明は以上でございます。

○**会長（中崎孝彦君）** 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明のあった内容について、何か確認等ありましたらお願いを申し上げます。

（発言する者なし）

○**会長（中崎孝彦君）** ないようですので、そのような取扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**会長（中崎孝彦君）** それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他の項でございます。

議会基本条例の検証について森検討部会長から説明をお願いします。

森部会長。

○**部会長（森 美和子君）** 検討部会において検討課題となっております議会基本条例の検証について、今月6日の代表者会議において説明をさせていただきました。

8日に、事務局から議員の皆様にあらかじめメールで連絡もさせていただきました。

改選までにこの議会基本条例の検証を行うため、検証シートも今回作成をさせていただきましたので、条文1条ごとの評価、条文改正の必要性、今後の取組の方向性などについて及び議会基本条例全体的見直しについて、会派で取りまとめていただき、4月28日木曜日までに事務局へ検証シートをご提出いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○**会長（中崎孝彦君）** 本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○**会長（中崎孝彦君）** なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 4 年 4 月 20 日

会長 中 崎 孝 彦